

議案第 101 号

議決第 号

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月15日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年始良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職給料表

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円

第2条 始良市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。